



フィットネスクラブ 東京ドーム 細則

フィットネスクラブ東京ドームの会則に基づき、会社は以下の通り細則を定めます。

第1条〈会員種類〉

別途定める会員種類参照

第2条〈入会金及び会費〉

別途定める会員種類参照

第3条〈会費の支払い〉

- 1 支払い方法は金融機関の預金口座自動振替もしくは、クレジットカード決済によるものとします。
- 2 振替日は毎月金融機関の第1営業日とします。(クレジットカードにつきましては、各カード会社にお問い合わせください)
- 3 年一括での支払い方法は、入会月より11か月分の会費額を所定の方法でお支払いください(1か月分の会費額が割引となります)。ただし、会社が別途認めた者についてはこの限りではありません。

第4条〈利用料〉

別途定める会員種類参照

第5条〈登録料〉

会員登録・会員証発行料として、入会時に3,000円(税別)を支払うものとします。

第6条〈営業時間・定休日〉

- 1 営業時間は次の通りとします。

平日・土曜	6:00～23:00
日曜	13:00～21:00
祝日	10:00～21:00
- 2 定休日は、10日、25日とし、変更がある場合は本クラブ施設内での掲示または本クラブのウェブサイトにて告知します。
- 3 最終入館時間は、ご契約利用時間終了1時間前とします。
- 4 トレーニングエリアとスパ施設のご利用終了時間は、ご契約利用時間終了の30分前とします。

第7条〈営業時間・定休日の変更・臨時休業等〉

- 1 会社は、諸般の事情により営業時間・定休日等を変更する場合があります。
- 2 会社は、次の各号の事由により施設の全部または一部を臨時に休業、使用制限することがあります。
 - ① 年末年始及び定期整備
 - ② 天災、地変等やむを得ない理由によりクラブを開場できないとき。
 - ③ 施設の補修または改修をするとき。
 - ④ 会社の営業上に必要が生じたとき。
- 3 会社は、前項第3号及び第4号の場合には、事前に会員に本クラブ施設内でも掲示または本クラブウェブサイトにて告知するものとします。



第8条〈入会後の妊娠〉

- 1 入会後に妊娠された会員は、速やかに、会社に対して、次の各号のいずれかの手続きをとらなければなりません。
 - ① マタニティーコースへの変更手続き(医師の許可が必要となります)
 - ② 会則第21条に定める退会届の提出
- 2 入会後に妊娠された会員は、妊娠したことが判明したときから会社が当該会員にマタニティーコースへの参加を認めるときまでの期間について、本クラブを利用することはできないものとします。また、入会後に妊娠された会員(ゴールド会員及びスパ会員に限り)は、スパラクーアを利用できないものとします。
- 3 会社は、第1項第1号に定めるマタニティーコースへの変更手続きをした会員に対して、当該会員がマタニティーコースへの変更手続きをした日が属する月の翌月1日からマタニティーコースへの参加を認められた日が属する月の前月末日までの期間について、会費の支払いを免除するものとします。
- 4 第1項第1号に定めるマタニティーコースへの変更手続きをし、会社からマタニティーコースへの参加を認められた会員は、マタニティーコースへの参加後は、別途定める規則を遵守するものとします。
- 5 妊娠のために退会し、1年以内に再入会する場合には、入会金を免除するものとします。ただし、退会時と再入会時とで会員種別を変更される場合には入会金の差額をいただくことがございます。

第9条〈休会〉

休会中でも、以下の追加オプション費用については発生します。

- ① 契約ロッカー
- ② オンラインフィットネス「トルチャ」

第10条〈ビジターの施設利用〉

- 1 会社は、ビジターの申込手続きをした方が会則7条(入会資格)に定める条件をすべて満たす場合において、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、ビジターに対して本クラブの施設の利用を認めることができます。
- 2 ビジターは、会社に対して、本クラブの利用に際し、1人1回3,000円(税別)を支払うものとします。
- 3 会社は、ビジターの人数を制限したり、本クラブの施設の利用を制限したりすることができるものとします。
- 4 会員は、当該会員が同伴したビジターが、本クラブ内で第三者に損害を及ぼす行為をした場合または会社に損害を及ぼす行為をした場合は、連帯して、第三者または会社に対して責任を負うものとします。

第11条〈再発行〉

- 1 会員は、会員証を紛失した場合には、再発行の手数料として1,500円(税別)を支払うものとします。
- 2 会員は、シューズロッカー及びレンタルロッカーの鍵を紛失した場合には、再発行手数料として、1,000円(税別)を支払うものとします。
- 3 会員は、レンタルカードを紛失した場合には、再発行手数料として、1,000円(税別)を支払うものとします。
- 4 会員は、スパ専用リストバンドを紛失した場合には、再発行手数料として3,000円(税別)を支払うものとします。

第12条〈改定〉

会社は、必要と認めた場合、本細則の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは、会社は1か月前までに本クラブの施設内における掲示および本クラブのウェブサイトにて告知することとし、改定後は全会員に適用されるものとします。

施行日：2010年 4月 1日
改定日：2024年 10月 1日